**様式第１０号（第１１条・第１６条関係）（その１）**

**申請者の方へ　この書類を施設に提出する場合は、必ず封入・封緘し、封筒に氏名を記入して提出して下さい。**

**子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第1号)**

**鹿沼市長　宛**

|  |
| --- |
| **【申請にあたって同意していただく事項】****１　子ども・子育て支援法第３０条の３において準用する同法第１６条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。****２　申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。****３　子ども・子育て支援法第３０条の１１第３項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。****４　新年度４月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第３０条の５第５項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。****５　申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。****６　認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第７条第１０項第４号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。** |

**以上のことに同意し、幼稚園（子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園）、特別支援学校幼稚部の施設等利用給付認定を希望（幼稚園や特別支援学校の預かり保育事業(※1)は利用しない）するので、子ども・子育て支援法第３０条の５第１項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。**

**※１　預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が８時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。**



**利用(予定含む)する幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園)、特別支援学校幼稚部を記入して下さい。**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 所在地 | 〒　　　－　　　　　℡　　　　（　　　） |
| 施設名 |  |  |
| 利用開始予定日 | 年　　　月　　　日 |

**様式第１０号（第１１条・第１６条関係）（その２）**

**申請者の方へ　この書類を施設に提出する場合は、必ず封入・封緘し、封筒に氏名を記入して提出して下さい。**

**子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号・第3号)**

**鹿沼市長　宛**

|  |
| --- |
| **【申請にあたって同意していただく事項】****１　子ども・子育て支援法第３０条の３において準用する同法第１６条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。****２　申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。****３　子ども・子育て支援法第３０条の１１第３項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。****４　新年度４月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第３０条の５第５項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。****５　申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。****６　認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第７条第１０項第４号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。** |

**以上のことに同意し、保護者の就労、疾病その他の理由により、幼稚園・認定こども園・特別支援学校(預かり保育事業も利用する(※1))、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の施設等利用給付認定を希望するので、子ども・子育て支援法第　３０条の５第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。**

**※１　預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が８時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。**

**上記「認定種別」が(第3号)に該当する場合に記入して下さい。**

**※１・２　現住所と異なる場合は、記入した住所地の市町村で発行される前年(前々年)1月1日を賦課年度とする市町村民税所得割額がわかる証明書（課税証明書など）を添付して下さい。**

**同居者を全員記入して下さい。※個人番号欄は、上記「認定種別」が(第3号)に該当する場合に、父母及び生計の中心者のみ記入して下さい。**



**＜必ず裏面も記入して下さい＞**

**幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部を利用する(予定含む)方は記入して下さい。**



**認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用する(予定含む)方は記入して下さい。**



**保育を必要とする理由に応じて記入して下さい。**



**添付書類　（以下の中から該当する書類を添付して下さい）**



**様式第１０号（第１１条・第１６条関係）（その３）**

**申請者の方へ　この書類を施設に提出する場合は、必ず封入・封緘し、封筒に氏名を記入して提出して下さい。**

**子どものための教育・保育給付認定・変更申請書（法第19条第1項第1号）**

**兼子育てのための施設等利用給付認定申請書(法第30条の4第2号・第3号)**

**鹿沼市長　宛**

|  |
| --- |
| **【申請にあたって同意していただく事項】****１　子ども・子育て支援法第３０条の３において準用する同法第１６条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。****２　申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。****３　子ども・子育て支援法第３０条の１１第３項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。****４　新年度４月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第３０条の５第５項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。****５　申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。****６　認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第７条第１０項第４号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。** |

**以上のことに同意し、保護者の就労、疾病その他の理由により、幼稚園・認定こども園や特別支援学校の預かり保育等(預かり保育事業も利用する(※1))を利用するために施設等利用給付の認定を希望するので、次のとおり子ども・子育て支援法第２３条第１項の規定に基づき、教育・保育給付に係る支給認定区分の変更を申請するとともに、同法第３０条の５第１項の規定に基づき、施設等利用給付の認定を申請します。**

**※１　預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が８時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。**



**利用する(予定含む)幼稚園・認定こども園・特別支援学校を記入してください。**



**上記幼稚園等のほか、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用する(予定含む)方は記入してください。**

**(預かり保育事業のほか、※1に該当する場合に利用が可能です)**

